NATIONAL HEALTH INSURANCE SYSTEM

令和５年（2023年）６月発行

としま国保だより

豊島区

健康を守るみんなの国保　豊島区区民部国民健康保険課

国民健康保険課 日曜窓口のご案内

毎月第2日曜日 9時～17時

受付業務：国保の加入・やめる手続き、保険証交付、未納保険料の相談に関することなど。

※給付業務は除く。

令和５年度の国民健康保険料決定通知書（世帯主宛）をお送りします

今年度より納付書の発送回数が年3回から1回へ変更になりました。変更に伴い納付書が11枚（6月期～3月期の各月期分と全月期分（令和5年度年間保険料分））が同封されています。年度の途中で保険料に変更がない限り、納付書は今回のみの発送となりますので、紛失にご注意ください。

保険料の計算式

（※1）均等割額は年齢や収入に関わらず、加入者全員が納める保険料です。

（※2）算定基礎額＝令和４年中の総所得金額等－基礎控除額（43万円）※（P4参照）

Ⓐ基礎（医療）分保険料（加入者全員）

所得割額：（各加入者の算定基礎額(※2)×7.17%）の合計額（前年度7.16%）

＋

均等割額(※1)：加入世帯員数×45,000円（前年度42,100円）

限度額は世帯で65万円

Ⓑ後期高齢者支援金分保険料（加入者全員）

所得割額：（各加入者の算定基礎額(※2)×2.42%）の合計額（前年度2.28%）

＋

均等割額(※1)：加入世帯員数×15,100円（前年度13,200円）

限度額は世帯で22万円

Ⓒ介護分保険料（40歳から64歳の方のみ）

所得割額：（各加入者の算定基礎額(※2)×2.24%）の合計額（前年度2.31%）

＋

均等割額(※1)：40歳～64歳の×16,200円 加入世帯員数（前年度16,600円）

限度額は世帯で17万円

→ **合計額が世帯の一年間の保険料になります。（Ⓐ＋Ⓑ又はⒶ＋Ⓑ＋Ⓒ）**

令和５年度国民健康保険料の変更点

●**所得割額保険料率の変更**

基礎（医療）分保険料、後期高齢者支援金分保険料及び介護分保険料の保険料率が変更になりました。（P１保険料の計算式を参照）

●**均等割額の変更**

基礎（医療）分保険料、後期高齢者支援金分保険料及び介護分保険料の均等割額が変更になりました。（P１保険料の計算式を参照）

●**後期高齢者支援金分保険料の上限額の変更**

後期高齢者支援金分保険料の限度額が変更になりました。（Ｐ１保険料の計算式を参照）

●**均等割額軽減基準額の変更**

5割軽減と2割軽減の判定基準額が変更になりました。（P6均等割額の減額についてを参照）

令和５年度 税申告期限個別延長の影響について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年（2022年）分確定申告の期限を延長して提出された方は、申告された所得情報の、各税務担当部署システムへの反映が遅れ、国民健康保険料の算定に影響する場合が考えられます。

①申告済であっても、国民健康保険料決定通知書の「所得状況」欄が未申告になる。

②「所得状況」欄が照会中の方の、所得照会回答が遅れる。（P2のQ5を参照）

いずれの場合も、国民健康保険料の算定は、均等割額のみで通知し、その後、所得が判明したら再算定し、変更があれば通知します。

国保をやめるなどの事由が発生したときは、ご自身で手続きをしてください。

当通知発送後は電話回線の混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

また、事由が発生したときから、14日以内に届け出をしてください。届け出が遅れると、保険料を遡って変更できず、世帯主に納付義務が残り、還付できなくなる場合があります。

やめる手続きについては P8（裏面）をご覧ください。

通知書の見方やよくあるご質問など詳細は中面へ

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません！

―「お金が返ってくるのでATMへ行くように」は詐欺です―

国民健康保険（国保）についてよくあるご質問

Q１　去年より保険料が上がったのはなぜですか。

Ａ１　主に3つの原因が考えられます。
①令和４年中（令和４年1月～令和４年12月）の総所得金額等が、令和３年中の総所得金額等より上がったため。
②令和５年度の均等割額または所得割額が、令和４年度より上がったため（**P1参照**）。
③住民税が未申告または照会中のため、均等割額が減額（**P6参照**）されていない（**P1又はQ9参照**）。

Q２　会社の保険に入ったのに納付書が届いたのはなぜですか。

Ａ２　社会保険などに加入したら、ご自身で国保をやめる手続きが必要です。
手続き方法は**P8**をご覧ください。

Q３　国保をやめる手続きをしたのに納付書が届いたのはなぜですか。

Ａ３　保険料は国保をやめた月の前月分までかかります。例えば5月10日に国保をやめた場合、4月分までの保険料がかかります。この場合、4月分の保険料は6月に請求されます。

Q４　国保に加入していない世帯主あてに納付書が届いたのはなぜですか。

Ａ４　国保の納付義務者は『住民票上の世帯主』となります。そのため、世帯主が国保に加入していない場合でも『世帯主』宛にお送りします。この場合の保険料は、国保加入者のみの分です。

Q５　前住所地と豊島区の保険料が違うのはなぜですか。

Ａ５　保険料の計算方式は市区町村で異なるため、同じ所得でも同じ金額にならないことがあります。
〈令和５年1月２日以降に豊島区に転入された方〉　暫定的に均等割額（国保加入者一人60,100円、40～64歳の方は76,300円）のみで計算しています。令和５年1月1日現在居住していた市区町村への照会により、所得金額が判明次第、保険料を再計算します。変更があれば、変更通知書と変更分の納付書（口座振替の方は通知書のみ）をお送りします。

Q６　どの納付書を使えば良いですか。

Ａ６　「一年分一括」か「各月期別」か選べます（**P7参照**）。
なお、一年分一括で納付いただいても割引はありません。

Q７　口座振替を申し込んだのに納付書が入っているのはなぜですか。

Ａ７　口座振替の開始にお時間をいただきます。通知書右上のお支払方法欄に口座の記載がない場合は、「口座振替開始通知」が届くまで納付書で納付してください（口座振替登録が完了している場合、納付書は同封しておりません）。

Q８　学生割引はないのでしょうか。

Ａ８　学生割引はありません（計算方法：**P1**参照）。

Q９　無収入あるいは収入が少ないのに、住民税の申告をしなければならないのですか。

Ａ９　未申告のままだと、保険料や高額療養費を正しく算定することができません。収入（所得）が少ない方、収入（所得）が全く無い方も申告の必要があります。
※以下の方は住民税申告済となります。
●税務署へ所得税の確定申告書を提出済。
●勤務先から豊島区役所へ『年末調整済の給与支払報告書』が提出されている。
●公的年金収入のみの方で、公的年金の源泉徴収票に記載された控除以外に控除はない。
●同世帯で住民税または確定申告済の方の扶養控除の適用を受けている。
※住民税の申告についての詳細は、税務課にお問い合わせください（地区や内容により担当が異なります。電話でのお問い合わせは、**コールセンターTEL03-3981-1111**より転送されます）。
※申告先は該当年度の1月1日現在（令和5年度=令和5年1月1日）の住民登録地の住民税担当課です。
※申告が遅れると、保険料を遡って変更できない場合があります。

Q10　転出したのに通知書が届いたのはなぜですか。（Q3参照）

Ａ10　豊島区で国保に加入していた月数分の保険料をお送りしています。例えば5月5日に豊島区を転出の場合、4月分の保険料は豊島区へ納付していただきます。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

保険証の一斉更新を行ないます

令和５年は保険証の一斉更新を行ないます。令和５年10月1日からご使用いただく保険証を9月中旬に送付します。
保険証は、簡易書留郵便（転送不要）で住民登録地に送付します。

※保険料の滞納があると、「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。詳しくは P8「保険料を納めないままでいると」を参照してください（問い合わせは、整理収納グループ ☎03-3981-1294、特別整理グループ ☎03-3981-1295 へ）。

〈郵送で受け取れない方へ〉
家を建替え中などの理由で郵便が住民登録地に届かない場合、国民健康保険課窓口（豊島区役所３階）で保険証を交付します。窓口交付を希望される場合は、以下の期間に電話にてお申込みください。
【申込み期間】令和5年6月1日（木）～8月22日（火）
【申 込 み 先】資格・保険料グループ（ご本人または、住民登録上同一世帯の方からご連絡ください。ご来庁の際は写真付き本人確認書類（運転免許証など）または国民健康保険証をお持ちください。）

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

40歳以上の方へ ～1年度に1回、特定健診を受けましょう!～

特定健診は、令和５年4月１日時点で豊島区国民健康保険に加入されている40歳以上の方を対象に、無料で実施しています。

生活習慣病の予防と病気の早期発見のために、**毎年**健診を受けましょう。対象の方には黄色い封筒で特定健診受診券が届きますので、実施医療機関で健診を受けてください。（受診日までに他の健康保険に切り替わった方は受診できません。）６月より健診を開始しますが、**誕生月に応じて受診券が届く時期が異なります。**下記の表でご確認ください。

※令和５年4月2日以降に豊島区国民健康保険に加入された方で、受診券が届く時期に受診券が届かなかった場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

あなたの誕生月は？	受診券が届く時期	受診期間
4月～7月生まれ	5月下旬送付	6月～9月
8月～11月生まれ	6月下旬送付	7月～10月
12月～3月生まれ	7月下旬送付	8月～11月
受診期間に受けられなかった方		12月～翌年1月

問い合わせ／池袋保健所 地域保健課 保健事業グループ TEL 03-3987-4660

豊島区ホームページでも国保のご案内をしています。ぜひご覧ください。

健康展のご案内

今年度の健康展は12月３日(日)に開催します。
場所は　としま区民センター(東池袋1-20-10)を予定しています。詳しくは、今後発行の広報としまや豊島区ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ／管理グループ TEL 03-3981-1923

- 豊島区の世帯数　182,309世帯
- 国保加入世帯数　53,773世帯
- 豊島区の人口　289,457人
- 国保加入者数　66,631人

（令和5年4月1日現在）

国保年間保養施設・日帰り温浴施設のご案内

※物価高騰等により、利用料金が変更になることがあります。
※詳しくは国民健康保険課の窓口、広報としま、区ホームページ等でお知らせします。

◎国保年間保養施設◎

◇国保加入者とそのご家族の保養、健康増進のため、一般より安い料金で利用できます。
◇電話で直接旅館にお申し込みください。左下の「指定旅館利用券」に、必要事項を記入し、宿泊当日旅館に提出してください。
◇料金は、大人１人あたり（１泊２食付・２名利用時）の料金です。宿泊人数や宿泊時期により料金が変更になります。予約時に必ず確認をしてください。

地名		旅館名	料金	予約先電話番号
山形県	村山市	クアハウス碁点	10,600円～	0237-56-3351
群馬県	藤岡市	八塩館	10,050円～	0274-52-2651
千葉県	館山市	館山リゾートホテル	11,150円～	0470-29-2100
神奈川県	三浦市	ホテル マホロバ・マインズ三浦	13,350円～	046-889-8945
新潟県	南魚沼市	心と体の保養の宿　龍氣	10,570円～	025-770-2525
	魚沼市	ホテル　ゆのたに荘	10,150円～	025-795-2206
長野県	箕輪町	みのわ温泉　ながた荘	12,200円～	0265-79-2682
	諏訪市	湖泉荘	14,450円～	0266-53-6611
静岡県	伊東市	ホテル伊東ガーデン	10,950円～	0557-36-3841
	沼津市	美浜レステル	9,350円～	0558-94-3555

キリトリ線

豊島区国民健康保険
指定旅館利用券

施設を利用する際にお持ちください。

施設名			
予約月日	月　日	受付者	
申込者		被保険者証記号番号	枝番の記載は不要です
住所	豊島区		
利用人数	大人　名　子ども　名		
利用期間	月　日～　月　日　泊		
宿泊料金	大人　円　子ども　円		

上記の利用について、当区との契約料金により宿泊をお願いします。

豊島区国民健康保険課

キリトリ線

◎日帰り温浴施設◎

◇日帰り温浴施設の割引利用券を配布しております。
◇被保険者証記号番号等の必要事項を記入のうえ、ご利用ください。

割引利用件の配布	施設名	割引後の利用料金	割引券配布場所
	東京染井温泉 Sakura（さくら）（豊島区駒込）	〈平日のみ〉 中学生以上　6月30日まで　1,100円 7月　1日から　1,320円 3歳～小学生　割引なし ※特定日（年末年始・GW・お盆等）は割引なし	国民健康保険課 東部区民事務所 西部区民事務所
	タイムズ スパ・レスタ（豊島区東池袋）	18歳未満利用不可 一般利用　平日　2,900円 土・日・祝日　3,600円 特定日　3,900円 ☆深夜割増料別途あり	
	豊島園 庭の湯（練馬区向山）	中学生未満利用不可 平日　2,270円 土・日・祝日　2,570円 ※特定日（年末年始・GW・お盆等）は割引なし	
国保温泉センター	数馬の湯（檜原村） もえぎの湯（奥多摩町）	大人（中学生以上）　入館料金より250円割引 小学生　入館料金より200円割引	
国保温泉センター	瀬音の湯（あきる野市） つるつる温泉（日の出町）	大人（中学生以上）　入館料金より200円割引 小学生　入館料金より200円割引	

問い合わせ／管理グループ TEL 03-3981-1923

通知書の見方

＜例＞
＊国保　太郎：74歳（令和5年10月5日で75歳）
＊国保　花子：65歳（令和5年5月10日で65歳）
＊国保　次郎：39歳（令和5年11月25日で40歳、令和5年3月1日に豊島区へ転入）
＊国保　　豊：30歳（令和5年5月15日に社会保険加入・国保喪失届出済）

令和５年度
国民健康保険料　決定　通知書

171-8422
豊島区南池袋2丁目45番1号
様方
国保　　太郎　様
123456

この納入通知書により
期限までに納付して
合は、その口座から
ては通帳記載により

令和〇年〇月〇日

豊島区長

国民健康保険料は、住民票上の世帯主様宛にご通知・ご請求することになっております。
国保に加入していない世帯主様へもご通知しております。
ご了承ください。

通知書番号		
0000012345670000		
納付義務者		
氏名	国保　太郎	
（生年月日）	昭23.10.5	
特別徴収義務者		年金額
特別徴収対象年金		
お支払方法		
口座振替をご利用の方は、この欄に記載があります。		

保険料率

保険料	均等割額(1人分)	所得割料率	賦課限度額
医療分	45,000円	7.17%	650,000円
支援金分	15,100円	2.42%	220,000円
介護分	16,200円	2.24%	170,000円

**更正(決定)理由

以上の理由により

国民健康保険料賦課明細書

国民健康保険料		加入者数	算定基礎額	所得割額	均等割額	年間保険料
決定 変更後	基礎(医療)分	4 人	5,670,000 円	239,119 円	116,250 円	478,300 円
	後期高齢者支援金分	4 人	5,670,000 円	80,707 円	39,008 円	
	介護納付金分	1 人	1,000,000 円	1,866 円	1,350 円	
変更前	基礎(医療)分	人	円	円	円	
	後期高齢者支援金分	人	円	円	円	
	介護納付金分	人	円	円	円	

期別納付額	普通徴収			特別徴収		
月期	変更後/決定	変更前	納期限	月	変更後/決定	変更前
6月期	47,830 円	円	令和 5 年 6 月30日	4月	円	円
7月期	47,830 円	円	令和 5 年 7 月31日	6月	円	円
8月期	47,830 円	円	令和 5 年 8 月31日	8月	円	円
9月期	47,830 円	円	令和 5 年10月 2 日	10月	円	円
10月期	47,830 円	円	令和 5 年10月31日	12月	円	円
11月期	47,830 円	円	令和 5 年11月30日	2月	円	円
12月期	47,830 円	円	令和 6 年 1 月 4 日	合計	円	円
1月期	47,830 円	円	令和 6 年 1 月31日	翌年度		
2月期	47,830 円	円	令和 6 年 2 月29日	4月	円	円
3月期	47,830 円	円	令和 6 年 4 月 1 日	6月	円	円
合計	478,300 円	円		8月	円	円

令和５年度　　国民健康保険料個人別賦課明細書

氏名		月数	国保資格	所得状況	算定基礎額	所得割額	均等割額	計
国保　太郎	医療分	6	加入中		4,670,000	167,419 円	22,500 円	253,976円
	支援金分	6				56,507 円	7,550 円	
	介護分					円	円	
国保　花子	医療分	12	加入中		1,000,000	71,700 円	45,000円	159,216円
	支援金分	12				24,200 円	15,100円	
	介護分	1				1,866 円	1,350円	
国保　次郎	医療分	12	加入中	照会中		円	45,000円	60,100円
	支援金分	12				円	15,100円	
	介護分					円	円	
国保　豊	医療分	1		未申告		円	3,750円	5,008円
	支援金分	1				円	1,258円	
	介護分					円	円	

≪算定基礎額≫

所得割額を計算するもとになる金額です。

算定基礎額＝
令和4年中の総所得金額等（※1）－基礎控除額（※2）（43万円）

(※１)各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額です。複数の所得がある場合は、その合計額となります。
(※２)総所得金額等が2,400万円を超える方は基礎控除額が少なくなりますが、保険料は限度額に達するため、保険料額に影響はありません。また、住民税を計算する際の扶養控除や社会保険料控除等の各種所得控除、税額控除等は適用されません。

≪期別納付額≫

令和5年4月から翌年3月分までの年間保険料（世帯分）を、6月から3月までの10回で納めていただきます。
（「6月期分」が「6月分の保険料」ではありません。）
※5月までに世帯全員が国保をやめた場合は、6月期1回での納付となります。

≪所得状況≫

以下の方の保険料は現在、均等割額（満額）のみです。
☆「**照会中**」：令和5年1月2日以降に豊島区に転入された方。現在、前住所地に令和4年中の所得を照会中です。
※所得状況が判明次第、保険料を再計算し、変更があれば後日通知します。
☆「**未申告**」：令和5年度（令和4年中の所得）の申告がお済みでない方（P1、P2のQ9、P6 均等割額の減額について参照）

年度の途中で満75歳になる方

75歳の誕生月の前月まで国民健康保険料がかかります。
75歳から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

＜一人世帯または世帯の全員が75歳になる場合＞
それぞれの方について、4月から誕生月の前月までの国民健康保険料を計算し、合算したものを、6月期から世帯の中で最後に75歳になる方の誕生月の前月期までで納めます。

＜74歳以下の方が世帯に残る場合＞
4月から75歳の誕生月の前月分までの国民健康保険料を計算し、他の加入世帯員の保険料と合算したものを、6月期から3月期までの10回で納めます。

40歳から64歳の方～介護分保険料について～

国保に加入している40歳から64歳（介護保険2号被保険者）の方は、介護分を合わせた保険料を納めていただきます。

①年度途中に40歳になる方
40歳の誕生月（1日生まれの方は前月分）から介護分の保険料がかかります。その月の翌月に、新たに介護分の保険料を再計算し、加算した通知書をお送りします。

②年度途中に65歳になる方
65歳の誕生月の前月（1月生まれの方は前々月）分までの保険料を年間保険料として10回に分けて納めます。

≪特別徴収≫

ここに記載がある世帯は、特別徴収（年金からの天引き）対象世帯です。
※詳しくは　P6の【特別徴収】をご覧ください。

年度の途中で国保の資格を喪失した場合

4月から喪失した月の前月分までの加入月数分の保険料がかかります。例の場合は、豊さんが令和5年5月に社会保険に加入したため、一か月分（令和5年4月分）の保険料が計算されています。

非自発的失業者の保険料の軽減について

解雇・倒産など非自発的に離職し国保に加入している方について、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちで、以下①～③の条件すべてに該当する場合、給与所得を30/100とみなして保険料を計算します。

①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが「11，12，21，22，23，31，32，33，34」に該当する方。

②令和2年3月31日以降に離職された方。　③離職時に65歳未満の方。

申請方法：「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」と「保険証」をお持ちの上、国民健康保険課までお越しください。

※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知とは公共職業安定所（ハローワーク）が作成し、雇用保険の受給権者に発行するものです。　詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

均等割額の減額について

①令和４年中の総所得金額等（Ⓐ）が一定基準以下の世帯は、下記のように、保険料の均等割額が減額されます。

軽減基準額	減額率	一人あたりの均等割額（年額）		
		基礎（医療）分	後期高齢者支援金分	介護分
43万円＋（10万円×（給与所得者等Ⓑの数－1）	7割	13,500円	4,530円	4,860円
43万円＋29万円×被保険者数Ⓒ＋10万円×（給与所得者等Ⓑの数－1）	5割	22,500円	7,550円	8,100円
43万円+53.5万円×被保険者数Ⓒ＋10万円×（給与所得者等Ⓑの数－1）	2割	36,000円	12,080円	12,960円

Ⓐ総所得金額等　…【国保加入者】【国保に加入していない世帯主】【特定同一世帯所属者】の合計所得

Ⓑ給与所得者等　…給与収入が55万円超の方と、公的年金の支給（65歳未満：60万円超、65歳以上：110万円超）を受ける方

Ⓒ被保険者数　…【国保加入者】＋【特定同一世帯所属者】

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への加入により国保の資格を喪失された方で、引き続き同じ世帯に属する方です。

②全世帯の未就学児（６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者）に係る均等割額が２分の１に減額されます。当該世帯の均等割額が、①の所得基準による減額制度ですでに減額となっている場合には、①で減額された後の均等割額が２分の１に減額されます。申請は不要です。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

国民健康保険料の徴収方法

保険料の徴収方法には普通徴収と特別徴収の2種類があります。

【普通徴収】令和5年（2023年）6月から翌年3月までの10回に分けて、口座振替または納付書で納めます。

【特別徴収】　今回の通知で10月からの特別徴収の第1次判定を行なっています。

世帯主が65～74歳の加入者で一定の条件を満たす世帯は、保険料を年金から天引きとします。4・6・8月分の保険料は令和4年度2月期と同額を仮徴収し、令和5年度の年間保険料となるように10・12・2月期で調整します。

〈通知書の見方〉**○10月期以降の特別徴収分に金額の記載がない世帯**…今年度は特別徴収非該当です。

○10月期以降の特別徴収分に金額の記載がある世帯…10月期より、特別徴収となります。

ただし7月に介護保険料が決定された後、再度判定を行ないます。その結果が特別徴収非該当となった世帯には、8月に変更通知をお送りします。

〈特別徴収非該当になる場合〉
- 10月期の国民健康保険料と介護保険料の合計が、10月の年金支払額の2分の1を超える。
- 介護保険料が特別徴収非該当となっている。
- 該当年度中に世帯主が75歳になる。

（国民健康保険料決定通知書に同封されている納付書で納めてください。）

他の事由で特別徴収が中止となった場合は、その都度、変更通知をお送りします。

※納付書で全額を一括納付した場合及び年度途中から口座振替を希望した場合は、特別徴収から普通徴収への切り替えが出来ます。ただし、特別徴収を中止するには時間がかかりますのでご了承ください。中止が間に合わない場合は一度年金から天引きさせていただき、後日還付します。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

納付書について

※すべての納付書をお使いにならないようご注意ください。

●今回送付している納付書は、6月期～3月期と全月期（令和5年度年間保険料分）の計11枚です。
保険料計算の結果、7月期～3月期のお支払いが必要ない場合は、「この納付書はご使用になれません」という表記の納付書が同封されています。

●納付書での納付方法は２通りあります

①年間保険料を一括で納付する場合は、全月期の納付書1枚のみで納付してください。
ただし、一括納付後、保険料額の変更により、再度納付書をお送りする場合があります。

②各期別ごとに納付する場合は、6月期～3月期分それぞれの納付書で納付してください。

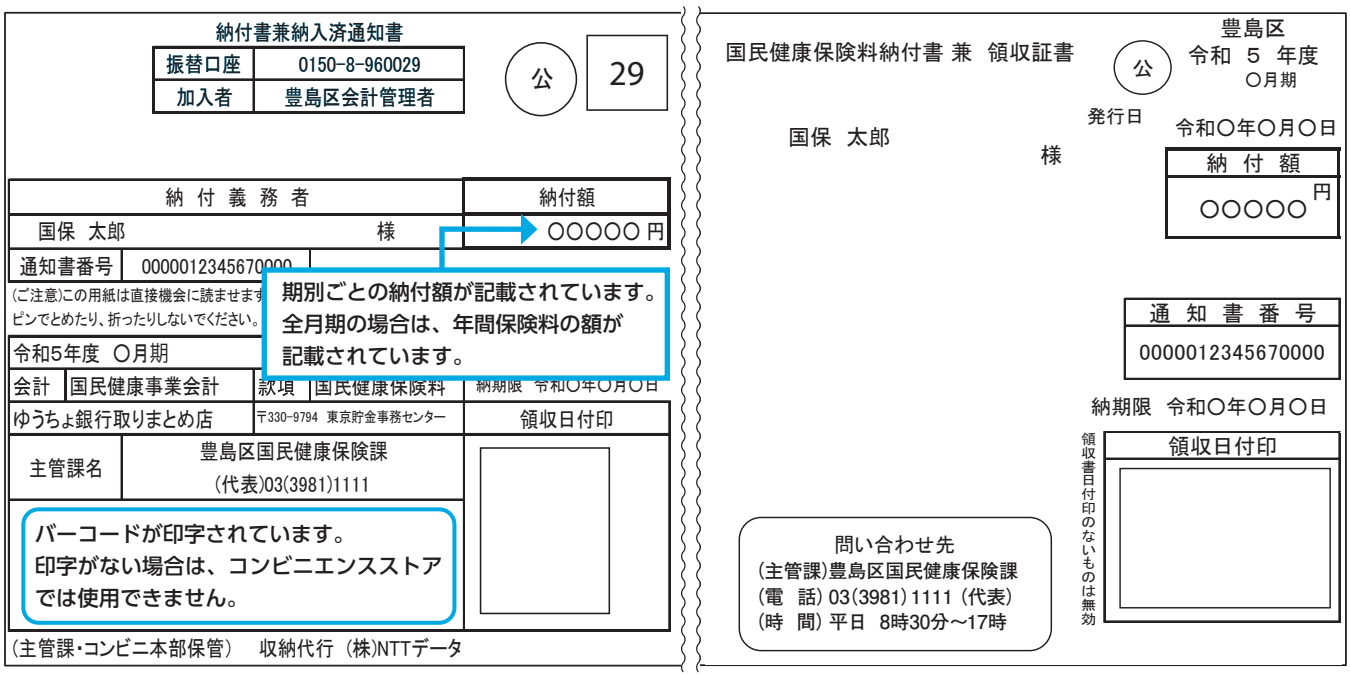

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

保険料の納付は口座振替が原則です

＊申込み方法は、以下の２通りです。

（1）ペイジー口座振替受付サービスによる申込み

国民健康保険課、区民事務所窓口でお申し込みください。
通帳届出印がなくても、専用端末機に、下記対象金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで口座振替の手続きがその場で完了します。
※生体認証ICキャッシュカードでは、ご利用いただけない場合があります。
振替開始日…申込み月の翌月期から
◎対象となる金融機関

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行
埼玉りそな銀行	きらぼし銀行（旧八千代銀行・旧東京都民銀行）		東京シティ信用金庫	朝日信用金庫
興産信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	巣鴨信用金庫	西京信用金庫

◎手続きに必要なもの・・・●保険証　●サービス対象の金融機関のキャッシュカード

（2）口座振替依頼書による申込み

同封の「口座振替依頼書」に記入・押印（金融機関届出印）をしてお申し込みください。
「口座振替依頼書」は国民健康保険課・区民事務所にそなえてあります。
振替開始日…申込み月の2か月後
また、国民健康保険課　**口座担当（TEL 03-3981-1468）**までご連絡いただければ郵送もいたします。

◎口座振替を開始する際は、開始通知をお送りします。開始日までは納付書等で納付してください。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

「会社に就職した」などで、社会保険等、他の健康保険に加入したらご自身で国民健康保険をやめる手続きをしてください。

国保をやめる手続きは、＜窓口＞または＜郵送＞＜電子申請＞にて受け付けています。

〈窓口〉

国民健康保険課または区民事務所で受け付けます。

＜届出に必要なもの＞

①新しい健康保険証の原本（やめる方全員の分）
②国民健康保険証（やめる方全員の分）
③マイナンバーカード（顔写真付）または通知カード

〈郵送〉

次の三点を国民健康保険課資格・保険料グループ宛に郵送してください。

①新しい健康保険証のコピー（やめる方全員の分）
②国民健康保険証（やめる方全員の分　※紛失した場合は不要）
③用紙（メモ用紙で可）に次の内容を記載したもの
・氏名　・日中連絡の取れる電話番号
・「社会保険に入ったので、国民健康保険をやめます」の一筆

＊郵送先　〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1　豊島区役所　国民健康保険課　資格・保険料グループ宛

〈電子申請〉

新しい健康保険証の写真またはスキャンした画像（※）の添付が必要です。豊島区ホームページリンク先の、［電子申請］国民健康保険適用終了・資格喪失届より届出してください。
（※）ファイルは３つまで添付可能です。１つの画像に複数人の健康保険証を写しても構いません。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377

国民健康保険をやめた後の医療費について

会社などの保険に加入後、誤って豊島区の保険証を使ってしまった場合は、区の国保が支払った医療費をあとで返していただくことになります。新しい保険証がお手元になく医療機関を受診される場合は、加入した健康保険の窓口に問い合わせてください。

問い合わせ／給付グループ TEL 03-3981-1296

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことで、一般的に先発医薬品よりも安価です。
ジェネリック医薬品を使用することで、皆さんの自己負担額の軽減、また保険財政の改善にもつながります。
使用を希望するときは、医師や薬剤師に相談してみましょう。また、ジェネリック医薬品希望シールを国民健康保険課窓口で配布していますのでご利用ください。

問い合わせ／給付グループ TEL 03-3981-1296

保険料を納めないままでいると

納期限までに保険料が納付されない場合、法令に基づいて督促状を送付します。また、文書や電話、訪問やSMS（ショートメッセージサービス）による催告を行なう場合もあります。
督促状が送付されてもなお、納付がない場合、法令に基づいて財産（給与・年金・預貯金・生命保険・不動産など）の調査を行ない、滞納処分（差押）を行ないます。
また、保険料の滞納があると、有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。滞納の状況によっては、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。この場合、病院などで支払う医療費はいったん全額自己負担となり、保険給付分はあとで給付の申請ができますが、他の保険給付（療養費・高額療養費など）を含め、滞納保険料にあてる場合があります。
保険料の納付ができない特別の事情がある場合は未納のままにせず、ご事情や納付計画を必ずご連絡ください。

**問い合わせ／整理収納グループ TEL 03-3981-1294
特別整理グループ TEL 03-3981-1295**